

はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー 実施要項



はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー2011 対応版
2011年11月16日

はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー2011実行委員会

事務局	特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター 〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367
-----	--

1. 名称

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」と称します。

2. 目的

【 働く障害者の仕事に光を当てる！ 】

- ◆優れた活動や製品に対し、「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を贈ります。
- ◆障害者の働く姿と、その成果を広く社会にアピールし、障害のある人もない人も共に生きる地域社会の実現を目指します。

障害者福祉事業所による販売活動及び作られた製品の中から、年間（4～2月）を通じて最も優秀な福祉事業所及び製品を選定し、選ばれた福祉事業所・製品には「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を授与することとします。福祉事業所・製品を称えることにより、障害者福祉事業所の一層の販売力・製品力の向上に資することを目指します。

具体的には、次の4つを目的とします。

- 2-1.福祉事業所の製品開発力及び販売力の向上
- 2-2.福祉事業所で作られた製品の品質向上
- 2-3.福祉事業所で作られた製品の販路拡大
- 2-4.福祉事業所で作られた製品の認知度向上

3. 基本的考え方

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、千葉県内の障害者福祉にかかわるすべての人たち、及び関心を有するすべての人たちの志や想いを象徴するものです。

- 3-1.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、障害者福祉事業所の自主製品を、販売を通して社会での認知度を高めると共に、販売から得る利益で障害者の工賃向上を図るための活動です。
- 3-2.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の審査は公平・公正をモットーとし、特定の個人、団体に偏らず、また特定の政策、利害によって左右されることはありません。
- 3-3.「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」大賞は、その年度に優れた実績を残したと認められた販売部門1事業所、製品部門1製品に授与します。

4. 主催者

「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー 2011 実行委員会（以下、実行委員会）が主催します。

4-1. 実行委員会の構成

4-1-1. 委員長：識見高邁で障害者福祉に理解がある適任者を、実行委員会構成団体の総意で選任します。

4-1-2. 実行委員会構成団体

千葉県障害者就労事業振興センター、千葉県社会就労センター協議会、千葉県知的障害者福祉協会、千葉県身体障害者福祉協会、千葉県手をつなぐ育成会、千葉県精神障害者家族会連合会、千葉市心身障がい者ワークホーム等連絡会、千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会、きょうされん千葉県支部、以上9団体

4-1-3. 事務局：千葉県障害者就労事業振興センター

4-2. 実行委員会の業務

4-2-1. 実行委員長の選任

4-2-2. 授賞式後援団体の依頼

4-2-3. 審査委員の選定と委嘱

4-2-4. 審査会・授賞式の開催

5. 審査対象

5-1. 審査の対象は、販売部門と製品部門の2部門であり、それぞれ2つのカテゴリーに分かれます。

5-1-1. 販売部門

カテゴリⅠ：合同販売会参加福祉事業所

カテゴリⅡ：店舗

5-1-2. 製品部門

カテゴリⅠ：a.食品、b.菓子類

カテゴリⅡ：c.おしゃれ用品、d.日用雑貨、e.趣味小物、f.キッズ、g.インテリア、h.その他

5-2. 販売部門の対象は、前年の4月1日から当年の2月までに千葉県内で販売活動を行った障害者福祉事業所のうち、次に該当するものです。

5-2-1. カテゴリⅠ：振興センターの開催する合同販売会に参加したこと。

5-2-2. カテゴリⅡ：振興センターの公募にエントリーし、店舗等において販売を行ったこと。

5-3. 製品部門の対象は、前年の4月1日から当年の2月までに千葉県内で販売された製品のうち、次に該当するものです。

5-3-1. 振興センターの公募に応じ、エントリーした製品であること。

5-3-2. はーとふるメッセ常設店の委託販売商品のうち、委託福祉事業所がエントリーを希望した製品であること。

5-3-3. 審査のための製品はエントリー福祉事業所が無償で提供し、また発送等にかかる経費は、エントリーした福祉事業所に負担していただきます。

6. 審査委員

- 6-1. 審査委員長及び審査委員は、学識経験者、販売活動・製品に関する専門家、及び障害者福祉福祉事業所・商品販売の支援者の中から実行委員会が選任し委嘱します。原則として、福祉事業所関係者は除外します。
- 6-2. 販売部門・製品部門ごとに各5名を委嘱し、各カテゴリーの専門家及び後援団体、公共セクターより各1名以上選任します。両部門に各1名の審査副委員長を選任します。
- 6-3. 審査の公平性・公正性を担保するため、審査委員候補を選任後、直ちに氏名と現在の職業・役職等を振興センターのオフィシャルホームページに公開します。(ただし所属は個人情報保護の観点から公開しない場合もあります。)
- 6-4. 審査委員は、無報酬とします。ただし、審査会場への移動のための交通費等の経費は、振興センターが負担します。
- 6-5. 審査は各部門、各カテゴリー毎に実施し、審査副委員長がカテゴリー間の調整を行い、全体を審査委員長が統括します。
- 6-6. 審査委員の任期は、実行委員会の委嘱を受けてから翌期の審査委員が選任されるまでとします。特に問題が無い限り、再任も認められることとします。

7. 審査方法

7-1. 販売部門の審査方法

- 7-1-1. カテゴリーⅠ：振興センターが開催する合同販売会で、審査対象とする会場での販売活動を審査委員が審査し、審査会で優秀賞等を決定します。
- 7-1-2. カテゴリーⅡ：公募によりエントリーを受け、書類選考で3件をノミネートします。3件に対して現地審査を行い、審査会で優秀賞等を決定します。
- 7-1-3. 審査委員長立ち会いのもと、審査委員の代表により販売部門大賞を決定します。
- 7-1-4. いずれの場合でも、審査委員のうち3名以上参加していること、その中に審査副委員長または審査副委員長が代行を委託した委員が含まれていることを条件とします。

7-2. 製品部門の審査方法

- 7-2-1. 当該年度の2月に、製品部門の審査を統括する審査委員長か審査副委員長が指定した日に審査会を実施します。審査会で優秀賞等を決定します。
- 7-2-2. 審査会場にすべてのエントリー製品を展示し、製品部門の審査委員全員で審査します。審査会で各カテゴリー別の優秀賞等を決定します。
- 7-2-3. 過去にエントリー実績のある製品が再度エントリーする場合、前回からの改善度合が評価の対象となります。
- 7-2-4. 審査委員長立ち会いのもと、審査委員の代表により販売部門大賞を決定します。

8. 審査基準

審査委員は、販売部門・製品部門ともに、定めた評価基準に則り、また利用者の関わり度合いへの工夫等を総合的に評価し審査します。

8-1.販売部門の審査基準

8-1-1.「大賞」：福祉事業所の販売への理念や想い、陳列、POP（店頭広告）、接遇、販売意欲・工夫等の審査項目を5段階評価し審査委員全員の合計が高得点であり、店づくり・販売スキルにおいて最高の評価を得たものとします。

8-1-2.当該年度の大賞に相応しい優れた販売活動が見られなかった場合、審査委員の総意により該当無しとすることもあります。

8-1-3.「奨励賞」：上位5位内の福祉事業所を対象として審査委員の協議により決定します。

8-2.製品部門の審査基準

8-2-1.「大賞」：福祉事業所の製品への理念や想い、工夫した部分、品質・性能、コンセプト（消費者へのアピール力）、価格等の審査項目5段階評価し審査委員全員の合計が高得点であり、最高の評価を得たものとします。

8-2-2.当該年度の大賞に相応しい優れた製品が無かった場合、審査委員の総意により該当無しとすることもあります。

8-2-3.「奨励賞」：上位5位内の製品を対象として審査委員の協議により決定します。

9. 賞典

9-1.「大賞」：販売部門、製品部門各1とします。審査委員の審査により、最高の評価を獲得した販売福祉事業所、製品に対して、当該年度の「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を与え、その栄誉を称えます。

9-1-1.両部門の大賞とも、後援団体名を冠することとします。

（販売部門）株式会社千葉ロッテマリーンズ大賞

（製品部門）テレビ朝日福祉文化事業団大賞

9-1-2.トロフィー・賞状を贈り、振興センターによる広報、県庁に年間展示等の特典を与えます。

9-1-3.大賞の授賞は2回までとし、2回受賞した場合、それぞれはーとふるメッセ名誉事業所、はーとふるメッセ名誉製品の称号を贈ります。

9-1-4.製品部門の大賞受賞製品には認定シールを贈呈します。

9-2.「奨励賞」：販売部門、製品部門各1とします。

9-3.「特別賞」：各部門の審査委員が提案し、審査委員の総意により設ける場合があります。

10. 付記

- 10-1. 「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」は、本実施要項に定める目的をより効果的に達成するために、障害者団体・企業・自治体・NPO等の市民団体・報道機関などに対し、広く後援を求めます。
- 10-2. 振興センターは、各年度実施後の実行委員会の反省会を踏まえ、また本要項の項目に対し審査対象福祉事業所、審査委員、後援団体等の関係者から指摘を受けた場合、また振興センター内において項目の不具合を発見した場合、関係者等からの意見を参考にしながら本要項を適切に改訂します。

以上